

平成16年（行ウ）第14号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 市民オンブズパーソン栃木 外20名

被告 栃木県知事 福田富一



### 第2準備書面

平成17年5月20日

宇都宮地方裁判所第1民事部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士	谷	田	容	一	
同	白	井	裕	司	
同	船	田	録	平	
同	平	野	浩	視	
被告指定代理人	手	塚	和	男	
同	小	野	崎	忠	
同	吉	江	昌	巳	

同	小野塚	和康	
同	池田	雅之	
同	鈴木	充	
同	赤羽	幸雄	
同	毛部川	直文	
同	長谷川	浩庸	

1 原告ら準備書面1（平成17年4月14日付け）の第1の第2項（1）について

被告の本案前の答弁との関係で「請求の趣旨第2項を維持するか変更するかを検討するため」なのであるから、「対価関係」というのも、法律上の権利義務としての給付・反対給付の関係を意味している筈であるが、そのような意味での対価関係はない。当該負担金は、水資源開発公団法20条2項（当時。水資源機構法13条3項に相当）による同意を経た事業実施計画に基づく思川開発事業に関して、水資源機構法25条1項により課せられるものであり、約86億円とはその総額についての見込み（試算）額である。

2 同項（2）について

地方公共団体における財務処理の対象となる財産は、公有財産、物品及び債権並びに基金（地方自治法237条1項）であるところ、物品及び基金に当たらないことはいうまでもなく、債権とは、金銭の給付を目的とする権利（同法240

条1項)であり、公有財産とは、同法238条1項に掲げる権利等であるから、債権及び公有財産にも当たらない。実際にも、公有財産については公有財産台帳を備えているが、同台帳への記載はしていないし、その他の財務関係帳簿等についても、記載の事実はない。

### 3 同項(3)及び(4)について

栃木県においては、平成13年に行った県南地域の関係市町を対象とする水需要調査の結果を参酌し、同県分として最大0.821m<sup>3</sup>/秒の水を確保する必要性が認められると判断して、水資源開発公団法20条2項による同意(平成14年3月29日付け)等を行ったものであり、これらの手続を経て水資源開発公団がなした事業実施計画の変更(同年4月12日国土交通大臣認可)により、上記の新規取水を可能ならしめるという事業内容になったものである。この水は、関係市町の水道用水に供される予定である。

「実質的理由」とのことであるが、第1項に述べたところと同様に、ここで問題とすべきは上記判断の当否などではなく、法律上の権利義務としての給付・反対給付の関係がないのに何ゆえに負担金の支払義務が生じるのかという、その負担の法律上の根拠のことでなければならぬところ、当該負担の法律上の根拠は、これも第1項に述べたとおり、水資源機構法25条1項である。